

小委員会交渉議事録

- 1 日 時：令和元年5月21日（火）午後5時～午後5時10分
- 2 場 所：職員課会議室1
- 3 議 題：「総務課技能職員（柴島浄水場内勤務）における勤務形態の変更について」
- 4 出席者：局 側：職員課長代理 他2名
組合側：書記長
- 5 内 容：
（局） それでは、ただ今から、「総務課技能職員（柴島浄水場内勤務）における勤務形態の変更について」の交渉を始めさせていただく。
提案内容については、提案文に沿って説明をさせていただく。

<提案文読み上げ>

- （局） 提案内容については以上である。
それでは、労働組合のご意見を伺いたいので、よろしく願います。
- （組合） ただ今、説明を伺った。何点か質問をしたい。
まず、この件は、平成30年1月31日に行った「総務課再任用職員（柴島浄水場内勤務）における勤務形態の変更について」で確認した再任用職員の勤務形態を技能職員にも拡大するものと理解するが、当時の説明で、再任用職員の業務と位置付けていた「水道記念館における一般開放の対応」を現職の技能職員が従事することになった経緯を説明していただきたい。
- （局） この間、平成30年度については、一般開放の実施に伴い、柴島事務所に勤務する再任用職員4名で休日勤務2名体制の対応を行っていたが、浄水場見学申込を断る回数が増えるなど、当初は予定していなかった平日業務に支障が生じたことから、平成31年度から総務課ATC庁舎勤務の再任用職員枠を柴島事務所に移し、5名体制に増員して対応する予定であったが、要員管理上の理由から、再任用職員退職者1名分に対し、現職の技能職員1名を配置し、再任用職員4名、技能職員1名の体制で当該業務に従事させることになったものである。
- （組合） 今年度、要員管理上の理由で、技能職員の配置が必要になったとのことであるが、今後、総務課柴島事務所に配属される技能職員については、全て同様の勤務形態となるのか。また要員管理を理由に事務職員が対応することはあるのか。

(局) 総務課柴島事務所に配属される技能職員については、全て同様の勤務形態となる。
事務職員については、平日の平常業務への影響が大きいことから対応は考えていない。

(組合) 昨年度は、4名体制で平日の業務に影響が出たとのことであるが、休日の人員は確保できており、さらに5名体制になったのであれば、平日の人員が足りないことにはならず、あえて今回技能職員の勤務形態を変える必要はないのではないか。

(局) 浄水場見学業務はこれまで経験の違う再任用職員でチームとして対応してきており、今年度配置された技能職員が土日勤務に入らないことで平日の人員体制に偏りが出ると、見学案内のノウハウの引継ぎ等がスムーズに行えないことから、技能職員も同様の対応とするものである。

(組合) A T C 庁舎勤務の再任用職員枠を1名柴島事務所に移したということであるが、前年度まで再任用職員がA T C 庁舎で従事していた業務はどのような取り扱いになっているのか。

(局) 広報業務の一部を庶務へ集約し効率化を図ったことと、水道記念館の維持管理業務を保全センターに移管し、A T C 庁舎勤務職員の業務を削減するなどして対応できている。

(組合) 今回の提案については、現在、再任用職員が従事している勤務形態であり、特に問題も発生していないことから、提案内容については、基本的に了解とさせていただく。

(局) 提案内容についてご了解いただきお礼申し上げます。

それでは、「総務課技能職員(柴島浄水場内勤務)における勤務形態の変更について」の交渉はこれで終了する。

以上